

昭和40年3月10回宜野湾市議会(定例・臨時)会員録

(2月26日(第3回目)

午前10時1分 開会
午後1時13分 総会閉

1. 出席議員(20名)

1番 伊佐 徳次郎	2番 諸 滉 吉
3番 大川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮城 正 光	7番 宮城 仁 政
8番 又吉 正 弘	9番 宮里 敏 行
10番 比嘉 守 盛	12番 崎間 正 雄
13番 岩原 慶 信	14番 仲村 春 信
15番 山本 明 保	16番 武島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大川 卓
19番 玉那彌 行 昭	20番 伊佐 道 仁
21番 比嘉 義 定	22番 古波川 德次郎

2. 欠席議員(名)

なし

3. 会事説明員

市長 崎間 通一郎	副市長 沢瀬 安一	収入役 横山 好水
建設部長 伊礼 順 元	水道部長 佐野 春 一	
建設課長 新垣 信 荘	水道課長 仲井 春 三	
消防課長 大城 仁 等	教育課長 知念 俊 吉	
企画課長 武島 譲	建設課長 辻土名 明 敏	
財政課長 玉城 盛 一	市民課長 古波真 信 三	
農業課長 比嘉 盛 光	布施課長 宮城 審 光	
文化課長 花崎 重 四	教育課長 知念 伸 夫	

119

衛生課長 伊佐友哉 施設課長 岐間政光
商工課長 水須宿信 施設課長 具志清栄
都市計画課長 我知古喜一 土木課長 高宮城昇
下水道課長 松川榮一 管理課長 奥田将弘
工務課長 金城健宗 会計課長 天久実
教育委員会会議課長 仲村信吉 教育委員会教育課長 香田周朝智
消防本部業務課長 国吉真義 消防本部警防課長 田原盛真

4. 14会議局出席者

事務局長 宮吉健男 事務係長 照山誠
主幹係長 島袋真由 書記 仲村春夫
審配比彌定治

5. 開幕日程（第3号） 昭和49年12月26日（火曜）

日程第1 倒紙の上り

日程第2

日程第3

日程第4

日程第5

第10回宜野湾市議会定期会議事日程表

(第3号)

昭和47年2月26日(火)

午前10時開会

- 日程第1 諸案第14号 大山小学校敷地賃貸料値上げについての質問
- 日程第2 諸案第148号 宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議会中継統審査申出書(議論委員会)
- 日程第4 議会中継統審査申出書(建設委員会)
- 日程第5 認定第7号 / タク2年度宜野湾市まちん研究センター特別会計歳入歳出決算認定について
(経済委員長報告)
- 日程第6 諸案第135号 宜野湾市特別職の公費で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一項を改正する条例について(議長報告)
- 日程第7 諸案第136号 宜野湾市社会福祉事務所設置条例について(経済委員長報告)
- 日程第8 諸案第137号 宜野湾市国民健康保険条例について(経済委員長報告)
- 日程第9 諸案第138号 宜野湾市国民健康保険税条例について(経済委員長報告)
- 日程第10 諸案第139号 宜野湾市国民健康保険等別会計条例について(経済委員長報告)
- 日程第11 諸案第149号 昭和47年度宜野湾市国民健康保険等別会計予算(経済委員長報告)
- 日程第12 諸案第147号 宜野湾市議事堂の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
(議長報告)
- 日程第13 諸案第140号 ...の議決に付すべき公の議院の利用及び廃止に関する条例の一項を改正する条例について(議長報告)
- 日程第14 諸案第132号 宜野湾市営設置条例の一部を改正する条例について(経済委員長報告)

日程第 / 5 案第 / 33 号 宜野湾市職員定数条例の一部を
改正する条例について(議長報告)

日程第 / 6 訂定第 5 号 / 972 年度宜野湾市公有水面施設
特別会計歳入歳出決算認定について
(議長報告)

日程第 / 7 訂定第 6 号 / 972 年度宜野湾市土地区画整理事業
第二地区特別会計歳入歳出決算認定について 宜野湾市議会監査委員長
古波真一 次郎 誠

日程第 / 8 訂定第 / 42 号 宜野湾市下水道条例について
(議長報告)

日程第 / 9 訂定第 / 44 号 昭和 47 年度宜野湾市下水道事業
特別会計補正予算 (議長報告)

日程第 / 10 訂定第 / 45 号 昭和 47 年度宜野湾市水道事業
特別会計補正予算 (議長報告)

日程第 / 11 訂定第 8 号 宜野湾市の市道認定について
(議長報告)

日程第 / 12 訂定第 9 号 公有水面使用並に建立許可届いについてはいまだ審査を得るに至らず、開会中もたゞ議論を経て未だ決議を取らずして (議長報告)

日程第 / 13 訂定第 10 号 / 972 年度宜野湾市一般会計
歳出決算認定について
(議長報告)

日程第 / 14 訂定第 / 34 号 期末手当の特例に関する条例について
(議長報告)

日程第 / 15 訂定第 / 43 号 昭和 47 年度宜野湾市一般会計
特別会計補正予算 (議長報告)

昭和 47 年 / 2 月 26 日

沖縄県議会議員
議長 大川 春

開会中議論を重ね
し出る。

1. 付託案件
・ 訂定第 10 号 公民館施設整備基金の拠出方針について
・ 訂定第 11 号 学習、憩い等の施設整備基金の運営方針
についての検討
・ 訂定第 12 号 介護施設充実整備方針の検討並びに実施
に対する特別会計の財源
・ 訂定第 13 号 公民館施設の使用確保策について

昭和十七年二月二六日

宜野湾市議会議長
吉波誠 喜次郎 謹

総務常任委員会
委員長 大川 昇

議会中継放送委員会

/ 2月定期会までに審査を終るより処決された下記の事件

はいまだ議論を得るに至らず、閉会中も未だ総務委員会にて
審議され得る事無く、開会後も未だその上に提出される事無
るものと決定したから、会議規則第101条の規定により市
議会に付し置かれる。

五回目 し出る。

附

1. 付託事件

議案第2号 全民健康保険会の被保険者についての取扱

成規第10号 公民健保保険金の支拂についての取扱

成規第11号 学習、熟練の施設の施設の被保険者方
についての取扱

議案第3号 公立農業大学跡地に於ける地主の手に譲り
に対する公明会の方針

陳情第12号 公民健保保険の使用権保有方について

昭和 47 年 / 2 月 23 日

宜野湾市議会議事

古波蔵 清次郎 謹

副議長 市議會書記
島田義一郎

經濟民生教育常任委員長
委員長 天久正雄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したかつ
て会議規則第 100 条の規定により報告します。

事件の 件 号	件 名	決 定 の 結 果
認定 第 7 号	/ 972 年度宜野湾市まん研究センター 特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認案 第 35 号	宜野湾市特別職の取扱い非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について	原案可決
認案第 136 号	宜野湾市社会福祉事業所設置条例について	"
認案第 37 号	宜野湾市国民健康保険条例について	"
認案第 138 号	宜野湾市国民健康保険税条例について	"
認案第 139 号	宜野湾市国民健康保険特別会計条例について	"

昭和47年12月23日

宜野湾市議会議長
古波真、清次郎 殿

監査専任委員会
委員長 又吉正弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定した
から、監査規則第100条の規定により報告します。

監査第 145号	昭和47年度宜野湾市国民健康保険特別会計 予算	原案 可決
監査第 141号	宜野湾市層石場の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例について	"
監査第 140号	議会の認決に付すべき公の財政の利用及び廃止 に関する条例の一部を改正する条例について	"
監査第 132号	宜野湾市節、減量条例の一部を改正する条例 について	"
監査第 133号	宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例 について	"

事件の 番号	件 名	監査の 結果
認定 第5号	1972年度宜野湾市公有水面埋立特別会計 歳入歳出ハ 算認定について	認定
第6号	1972年度宜野湾市土地区画整理第二地区 清算金特別会計歳入歳出ハ 算認定について	"
監査第 142号	宜野湾市下水道条例について	原案 可決
144号	昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計 補正予算	"
146号	昭和47年認定宜野湾市水道事業会計補正予算	"
認定 第8号	宜野湾市の市道認定について	認定

23
昭和47年12月26日

宜野湾市議会議長
古波章 清次郎 様

協務常任委員会
委員長 大川昇

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおりに定したから会規規則第100条の規定により報告します。

事件の番号	件名	裁決の結果	備考
認定議 4号	/47.2年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認定について	認定	12月22日
認案議 134号	末手当の特例に関する条例について	原案可決	12月22日
認案議 143号	昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算	原案可決	12月22日

議 長

只今計第10回宜野湾市議会定期会第3日
日の本会議を開き候。

議事日程作付手元に配りて所持議事日
程表第3号を通り追めて參り候。(午前10時4分)

議 長

日程第1.陳情第14号 下山小学校敷地賃貸
料値上げについての陳情については議題として
いたす。

休憩を以て了却。事務員をして朗読をさせ候。

議 長

(休憩にて了却。(午前10時9分)
再開にて了却。(午前10時12分)

議 長

陳情第14号 下山小学校敷地賃貸料値上げに
ついての陳情につき了却。經濟民生教育常任委員会
に付託し、審査方法につき了却は閉会中の继续
審査にて了却。

議 長

日程第2.議案第148号 宜野湾市常住民設
置及び管理条例の一部を改正する条例についてを
工程にて了却。

休憩を以て、本章を事務員をして朗読をさせ候。

議 稿

休憩の件 (午前10時13分)
再開の件 (午前10時15分)

議 稿

本会に付有する理申の趣旨説明を求める。

建設部長

議事第148号、宜野湾市居住実施条例の審議
例の一部改正を行なう件について、この趣旨説明
を付与いたす。案は第10回定期議会を開催する
前に提案されながらも先づておりままで、実行課本部
長の方から12月16日、宜野湾市が受け取った12月19
日にかけておりまして、本会議の方で上程する事で
ありますから、何分、建設省の住宅局長から直連か
答えております。それにありますと、提案理由にもござ
いますか、建設省令の政令の改正に伴う17年1月1日より
準拠する事でござります。従つて、
この条例は(現時)においては運営に条例改正され
ないという事が挙げられております。これに
つては、入居資格者としての収入基準の
改定を規定した昭和45年8月1日から施行し、これが他の
改正規定は同年4月1日から施行する事について
の内容が通常に付けておりまして、運営に市町村の
条例を改定していなかったのがござつた。提案して
おります。何分、中身につきましては、どう問題となると
うな内容でございませんし、どうやらわれ皆さんか
の審議に付する。1月1日から施行する事になります。

古賀へ申し上げていた事の件
水上簡單にご説明いたしました。

議長

本件に対する質疑を許可す。

議長

議事第148号 宜野湾市営住宅設置及び管理規則の一部を改正する条例についての質疑並びに討論を省略いたしましたが異議不存か。公衆議にてなされた。

議長

公衆議にてなされた。質疑並びに討論並びに附帯意見は議事第148号に付されしと存るに付す。
議事第148号に付されしと存るに付す。

(質疑並びに討論)

議長

公衆議にてなされた。質疑並びに討論並びに附帯意見は議事第148号に付されしと存るに付す。

議長

日程第3 開会中継続審査請求並びに日程第4、開会中継続審査請求について工程の仕立て
等。これに、沖縄豪農会と建設業者組合から
の申出書であります。兩案に付し、平議員名(7.8月
宜野湾市議会

説明を了り。今休憩の了りです。
(午前10時19分)

議長
再開いたす。(午前10時21分)

議長

然御常任委員会の大川昇司が閉会中継続審査申出書を參づております。件記載に案件本陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第5号、陳情第12号、以上5案件に対しては閉会中に審査いたいたいと申出書を參づております。
本申出書を認めたことご異議ございません。

議長

ご異議ございません。閉会中継続審査申出書に就きは議論いたしません。

議長

次回同様建設常任委員会委員長の又吉正弘が
閉会中継続審査申出書を參づております。
案件は陳情第17号、審査後原歩公に真平原工原
原一帯の土地についての下陳情、本件を閉会中の
継続審査いたいたいと申出書でござりますが、こ
れを認めたことにご異議ございません。

議長

ご異議ございませんので、継続審査を認め
ます。ご異議ございません。

議 番

次回日程第5. 議案第1号 1972年度宜野湾市養護研究会2月一特別会計収入歳出決算認定1-70-7
 日程第6. 議案第135号 宜野湾市特別職の取扱い
 非常勤の老人の報酬及公費用手当に関する条例
 例の一部を改正する条例1-70-7. 日程第7. 議
 案第136号 宜野湾市社会福祉事務所設置条
 例1-70-7. 日程第8. 議案第137号 宜野湾市國民
 健康保険条例1-70-7. 日程第9. 議案第138号
 宜野湾市國民健康保険税条例1-70-7. 日程第
 10. 議案第139号 宜野湾市國民健康保険特別会
 計条例1-70-7. 日程第11. 議案第145号 昭和49
 年度宜野湾市國民健康保険特別会計予算
 日程第12. 議案第141号 宜野湾市障害場所設置
 及其管理に関する条例を廃止する条例1-70-7.
 日程第13. 議案第140号 議会の議決に付すべき
 公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部
 を改正する条例1-70-7. 日程第14. 議案第132号
 宜野湾市都設置条例の一部を改正する条例1-70-7
 11. 日程第15. 議案第133号 宜野湾市職員定数条
 例の一部を改正する条例1-70-7. 以上11案件は
 7月31日付け、去つて12月18日の本会議に付され
 経済民生教育常任委員会の方に審査を付託された
 り不れたが、審査が終了した1月17日報告書が參った
 事。本報告書の御説を省略してお引け、直ちに
 経済民生教育常任委員会の方へ報告をお願いいた
 します。

議　會

休憩いたしました。(午前10時25分)

再開いたしました。(午前10時28分)

経済民生教育審査委員会

先づ本会議で、経済民生教育審査委員会等に付託された11案件につき引て、審査の結果を一報お申い上げます。

まず、日程第5 認定第1号 1972年度宜野湾市収支研究会の一特別会計歳入歳出決算認定については、御覧、並びに関係課長、経済民生部長の出席を求めて審議いたしましたところ、数字的には決算との間遅い併記一案をオセセレクトで、察査通り認定いたしました。しかししながら、我々の審査の重点的に審査を進めてきたのは、この決算よりも、数字の問題よりは、今後の収支を期する運営の問題に重点を置いて審査を進めておけりです。

決算上に引き受けた35,618ドル43セントの黒字決算の上で、予算額と実績額には一般会計から約33,000の繰越支出、並びに継続的の倍入れをしており、この90,000ドル等がござる。実績額の赤字でござりますが、コレ数字的には決算のシガリは35,618ドル43セントの黒字を出ていく形であります。しかし、現年度並びに来年度についての基本的考え方を市役所から聞かなければなりませんが、この収支事業や累積赤字が増加し同時に結果的には先処理した事業が並びに来年度から予算増量が一歩進んでいく状態になります。これがどういった形で我々の審査の結果現れ出され、市長に示され、今後の対策について重視

をかいて審査を進めてあるのであります。昨日の一般質問でも市長からお詫びがかりました。養鶏研究センターまでさだ当初は市内に、一号地帯に水が附けて、その水田地帯を一派、普及させようとしてありました。今年度が今、市衛化区域に行つて、現段階ではどういふこともできぬことなりで、今、市長や秀吉で行われるは、神姫庄の養鶏業の研究センターにいたいと申す話で、先に国領の大観社の養鶏組合からどうふう申入れもあったことで、一派県における研究センターを設置するにいたしてこれがうち折衝しきりといふふな腰の立たない事です。されど同時に水在高校の新設の問題もやらされまして、これは神姫・水在水産高校を講義するのに立てるにあらじめがせろんじやきりがて、研究センターとしていがせろんじやけいがといふ話で市長はこういうふうに腰を抜けた。それが方面に年々寄り合ひ、市としての今後も運営面においては、今度3月の定期議会の予算議会までに腰を決めて合理化した費削減を立てよといたして、我々は早急に今後の運営の問題、或は経営上の問題等を3月の定期議会までに予算議会までに腰を決めて裏思決定しならざるにいたして、市長もこういふて3月の予算議会までには予算上の措置、又は今後の方針として大体の方向を見いだして今後の予算に当たるとして代えを私に詰めてあります。レガレニア深見が立思を立て、売上げ現年度予算の状況を見た場合に非常には細くて、累積赤字が増加していくが心配をしておりますが、非常にこの中に現年度にいたり

料費の累計購入費が1,400,000円の額額が残
っておりますが、実際の時購入料は11月頃に入
れるとか手をもつて、累計が優秀なモードでか
ついていたのであるが、しかし、ある程度内情を
調べた場合に、監査員の報告によりますと10月の
現金高が1,000円内外しか残りません。又は職
員のボーナスや市内一般客料等算から借りて立替
えておられたといふ意味で見ても場所に、おもろ
く現金と手算上は合っても金が現金がない状態
状態で購入料でなければいけないがといふこと
も検討はつきうれてありますから、手算上はあつても
実際の金がないといふのが実情で、現金はかなり程
度底盤の充てられておりながらでありますから來
年度が非常に運営が悪化しておるとしておいか
ど、これだけの手算上の累計料も入れておいて一
く計算して、来年度は手算上苦しい立派でないがと
いうところを判断で市長に対する手帳に腰を深め
て腹を打つが、又は物語が、県の経営に移すが、或
は廃止するかといふ点で腰を深めて次の手算議会ま
でには腰を深めようとしないことを申し上げておるの
であります。以上審査報告書を申し上げました。
前年度の決算に付されては、数字的計算的には
累計料が下がったことを認めて、原率と通じて良
かったに決定いたしました。

次に議事録135号市野瀬市特別職の職員で非
常勤のものの報酬及公費用弁償に関する条例の
一部改正及び条例に基づいては関係部長の出
席を取れて審査を進めた上であります。

本年度は、民生委員を選出する、委員に付する費用

年賃に関する条例についてお話しす。これが委員会名、委員会名は民生委員、あるいは委員会でございまして、これが今までに条例に付かなかったもとであがり、これを追加した所であります。

次に議案第136号宜野湾市社会福祉事務所設置条例について、本案件は提案理由に七条あります。宜野湾市の社会福祉事務所設置が義務であると、やらなければいけん問題でござります。本条例の通り、一元原案通り決まりましたに決定いたしました。場所等におきましては、困難にありましたが、何よりもやがて審査の対象の場所に、この事業については一般に需給者、或は非救済者、或は身体障害者等が利用する所がなくて、何となく役所の窓口に近いところにすべきでありますとして、どうにか二ヵ方法を打ち出すべきだということで検討を進めてもうつた紙であります。現段階においては水道部が使ってあるところの問題、或は今瓦併まであるところの職場の更衣室等も検討して部であります。非常に場所的に融通がでますので、新しい新規告示でどうにかして現状の標準化した場所をさせ、させてくれと仰ることで我々も了承いた所であります。

次に議案第137号宜野湾市国民健康保険条例については、昨日と一般質問でもございました。非常に他市町村の10月施行のところです。市民の方から早くしてほしいといふことで要求がありましたが、内閣に付さなければ、県が行なうからと当時の内閣にございました。東京通り決

方でござるとしております。
今から議案第138号 宜野湾市国民健康保険
税条例についてお話しす。本案件につきましては、内閣に付されでは他市町村がやっておるこ
と全く同じであります。浦添方式とは違
いて、本市は第4方式を採用し得割額、
それから資産割額、非保障者均等割額、世帯別
平等割額といった4つの方式を併用してお
ります。税率内容につきましては、県の条例によ
りて定められております。先の健康保険条例の設
置に伴い、これ問題に付きましては、保健税
条例は浦添の場合には保障料といふようにせつ
けますが、宜野湾の場合、税にしておるやうにせつ
けいかといふことで税条例にしております。

次に、議案第139号 宜野湾市国民健康保険特別
会計条例につきましては、先の健康保険をやさん
だといふことで特別会計をつくるという内容の
条例でございます。草案の通り可決すべき決
議をしております。

次に、議案第145号 昭和47年度宜野湾市国民
健康保険特別会計予算でござりますが、これも先
の健康保険税に関する所で、一元予算を
計上しておらぬでござりますが、レガレ、これが保険税
の徴収いかんに付けてある程度庚子算の二種も赤
字予算に打ちかねてござりますが、予算を立てる際で
ござりますが、まだけじりでござりますが、これが運
営については、保険税を課したうえが完全にて
きる所が、熊本で既不採用で仁場町にてこれが保

院会計が算定といふことも考慮されうるので、それには
うやうに特別の徴収の方法いや、色々な方法
でやるべきやないが、うことも当局にお願いいた
して、東京の通り可決あたりに採用いたしてお
手す。

議案第141号並びに議案第140号、議案第
132号につき引受け、先に諮詢に付りたるに屠場
の改築の是非について諸問を詰めたり。改築
はしだいじゅう答申に付りての条例の改廃でござ
ります。本案件も東京の通り可決すべきものと決定
をいたしております。

次に、議案第133号、宜野湾市職員定数条例の
一部を改正する条例につきましては、先に決定いた
れていた福祉事務所の設置に付りて、定員の
15名の増加、職員定数を増やすとして、一起に東
京の通り可決すべきものと決定いたしております。
以上審査より報告を仰せられたり。一賛成に
有効せいたしておき見ます。

議 番

以上11件について委員長の報告が
あります。本報告に対する質疑を許します。

1 番

国民健康保険実施に関する兩案件につき、
併合審査から東京可決の決定の一報がござ
ります。本会議でもって可決されるやうもれすと
これ付附せられて使用開始が来年の1月1日です。

いわゆる、さか使用開始に間に合うために市当局
は日々の準備を行なうが、又大丈夫でござ
ります。ご参考をお願いいたします。

経済民生部長

お詫びいたします。これにて議会の工程の場合
にも予断かり申上げましたように、1月1日実施のため
に本來ならば議案が議決されてから準備行為
が妥当ではありますけれども、そういう時期明確
開示や準備を進めさせてもらいたいといふ方に
より要望申しことに亟りでござります。従いまし
てからゆう準備を終りました。現在まことに國
民健康保険証書の交付をしております。1月1日
から保険証の販賣の利用ができるようになります。
木下末代が申します。

1 看

この準備に当つては、議会にご報告され、議
会にご同意願ひたいといふ要請をうけたまわ
りましたのでござりますが、さか保険証書の被
保険者と保険証書の交付が23日から関係者
に交付されていふ。これにて準備の段階と以て準備
の段階に仕事もしませんが、それに伴ひ法
律や条例、規則、規程が可決されなければじめて実
施されると記してござりますが、交付の作業はすこ
と重ねるだけです。

經濟農生部長

收存總計一

1 番

二九三·九月二日國民健康局

1 着

利子は当然宜野湾市民1万5千人の方々が一日七早くこの開港にこうおろみが当所も議会も勿論配達、考慮すべきことではござりますが、もう二面については皆さんが採用準備を早目にし、臨時会でも相集めてこの問題を早目に済り早くお渡しておこうか感じを覺えた記でござりますが、今回やおもとにてこうの状態でござりますが、しかし、この着正署交付については、との條例や可決され前には必ずしいうことは、私体納得いかない部でござりますが、しかし、意を要する問題であると思ふます。こうの状態では議会の審査を無視しただけが経過一ヶ月や二ヶ月と思つる記ですが、こればかりであります。

経済民生部長

二階構の通りでござります。

1 着

以上。

議 長

（左欄に質疑もござりませぬので、）経済民生部常任委員会の方から報告もありましたが、本來につきましては質疑を終らんことをいたしました。取次て委員長の報告を終ります。

議 長

・認定第1号、1972年度宜野湾市議会議院第一回

別会計歳入歳出決算認定についての討論を求める

議長

討論を省略いたしましたが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしました。承認に付します。

認定書については、今後の適用を考慮する上にご異議ございませんか。

(異議なし時)

議長

ご異議なしとのことで、左様決定をいたします。

議長

次に令和13年度宮野瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用償に關する条例の一部を改正する条例についての討論を求める所。

議長

本件につきても討論を省略いたしましたが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしました。承認に付します。

議 長

議事録135号につきまして、原案の通り可決の方に
以て公費議決すべき事項。

(異議なしとづけ)

議 長

ご異議なしにて左様決定をいたしました。

議 長

次回日程第7、議事録136号 宜野湾市社会福祉
事務所設置条例につきの討論を求めておる。

議 長

本件につきまして、討論を省略いたしました
3万円。ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんで、討論を省略いたしま
して表決いたしました。

議 長

議事録136号につきまして原案の通り可決の方に
以て公費議決すべき事項。

(異議なしとづけ)

議 長

ご異議なしにて左様決定をいたしました。

議　名

日程第8 議案第137号 宜野湾市国民健康保
障条例についての討論を求める事。

議　長

本案につき私的討論を省略いたしむべき事
すが、ご異議ございませんか。

議　長

ご異議ございませんで、討論を省略いたしました
表決に付します。

議　長

議案第137号につき本件原案の通り可決すること
につきご異議ございませんか。

(異議なしにて可決)

議　長

ご異議ございませんで、原案の通り可決すること
につき承認いたしました。

議　長

日程第9 議案第138号 宜野湾市国民健康保
障税条例につきの討論を求める事。

議　長

本案につき私的討論を省略いたしむべき事
すが、ご異議ございませんか。

議 長

ご黙議ございまして、討論を省略いたしまして委託に付します。

議 長

議案第138号につきましては、原案の通り可決するに
つてご黙議ございませんか。

(黙議付と仰ぶ)

議 長

ご黙議ございまして、原案の通り可決すること
に付えさせていただけます。

議 長

日程第10、議案第139号宜野湾市国民健康保険
特別会計条例についての討論を求めて

議 長

本案につきまして討論を省略いたしません
ご黙議ございませんか。

議 長

ご黙議ございまして、討論を省略いたしまして
委託に付します。

議 長

議案第139号につきましては原案の通り可決するに
つてご黙議ございませんか。

(異議なしと申す)

議 長

○異議なしとせられて、原案の通り可決するに
ついて決定したと申す。

議 長

日程第4回、議案第145号、昭和49年度宜野湾
市国民健康保険特別会計予算につきの討論を
本日の付。

議 長

本案につきても討論を省略いたしむと異
議なし。○異議なしと申す。

議 長

○異議なしとせられて、討論を省略いたし
むと原案に付す。

議 長

議案第145号につきでは原案の通り可決する
に付し。○異議なしとせら。

(異議なしと申す)

議 長

○異議なしとせられて、原案通り可決するに
ついて決定したと申す。

議長

日程第12、議案第141号 宜野湾市属高場の設置及び管理に関する条例及び廃止する条例についての討論を始めます。

議長

本案につきましては討論を省略いたしましたが、
いすゞ、一異議ございません。

議長

二異議ございませんので、討論を省略いたし
ての審決に付します。

議長

議案第141号につきましては原案の通り可決する
ことに二異議ございません。

(異議なしで附す)

議長

二異議ございませんので、原案の通り可決するこ
とに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第140号 議会の議決に付すべ
くの施設の利用及び廃止に関する条例の一部
を改正する条例につきての討論を始めます。

議 長

本条については討論を省略いたしましたが、
不釁で、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし
て、表決に付します。

議 長

議案第140号につきて本条の通り可決するこ
とにご異議ございませんか。

(異議なし(件5))

議 長

ご異議ございませんので、本条の通り可決するこ
とに承認をいたしました。

議 長

日程第14、議案第132号、宜野湾市都設置条例の
一部を改正する条例についての審議を終ります。

議 長

本条については、討論を省略いたしましたが、
不釁で、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし
て、表決に付します。

議 長

議案第132号については、原案の通り可決するに
ついて異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

この異議ございませんので、原案の通り可決する
に付けて決定をいたしました。

議 長

日程第15、議案第133号、宜野湾市職員定数案
(附)の一部を改正する条例についての討論を求める件。

議 長

本案につきても討論を省略いたしむるに
よるが、この異議ございません。

議 長

この異議ございませんので、討論を省略いたし
て審議を行います。

議 長

議案第133号については、原案の通り可決する
に付けて異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議　事

ご黙議ございましたので、原案の通り決算報告について陳述をいたしました。

議　案

次、日程第16、認定第5号、1972年度宜野湾市公有水面埋立特別会計歳入歳出決算認定について、
日程第17、認定第6号、1972年度宜野湾市土地地区整理第一地区清算金特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第142号、宜野湾市下水道条例について、日程第19、議案第144号、昭和49年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算について、日程第20、議案第146号、昭和49年度宜野湾市水道事業会計補正予算について、日程第21、認定第8号、宜野湾市の市道認定について、日程第22、陳情第8号、公有水面使用並びに埋立許可額について、これら7案件につきまして、先づ18日の本会議における建設常任委員会の方に審査を行わせておりましたが、審査が終了いたし報告書が審議されております。建設常任委員長又吉正弘君にご報告を方願いたします。

建設常任委員会

日程第16から日程第22までの7案件につきまして建設常任委員会に付託されましたので、その審査の経過と結果について順を追ってご報告いたします。

まず、認定第5号、1972年度宜野湾市公有水面埋立特別会計歳入歳出決算についてご報告

いたします。

本決算につきましては、一般会計からの繰り入れ収入にて不當な扱い、そして支出手形をあらわに使用されて、決算額実につきましては間違つてございましたので、察査道り河口はあらわと審査会にて改訂致しました。

次、銀定期第1972年度宮崎市地区工事整理第ニ地区清算金特別会計収入歳出決算額実につきで、該若津レポート手紙。

本案件につきましては、清算の決算でござりますが、2件ほど未納がありましてござりますが、これも早目に処理するよう強く要望し又、当局においてもその年総工事を十分とろと確認されられて、本案につきして認定すべきであると審査会にて決定しております。以上。

次、議事第142号 宮崎市下水道条例についてでござります。本案は、初めての条例でございまして、それを作成する上に付けて本土タニ・三浦市め条例、山川イタロを模範として成案されたところです。

それから使用料、特に公営化も含めて使用料でござります。今後使用料の算額定に当たっては今までの下水道工事に対する民政府の方から90ドーラト補助金されておりましたが、今度から国庫補助が40ドーラで、山川町は60ドーラを自分でやらなければいけないとの關係にてこれまでの使用料計算をされたところであります。特に問題点はどの件でございましたが、以上審査した結果、審査会にて改訂道り河口決算がさることを決定しております。

議事録144号 昭和49年度宜野湾市下水道事業特別
会計補正予算についてでござりますが、この補正予
算につきまして、当初 補助金の提出方法が360
円計算で計算されたために何うか305円計算で支
出されましたが、それと減額されているようでござ
ります。それで同時に支出し面に記されては、美里林
工事に当たられた補助金の方で、美里工事も開
業施行でござりしと、返上したのでこれを宜野湾
市が引き継ぎて支出し工事料というふうなことで
で補正が組まれておりますのでござります。
水上、委員会といひしましては原案通り可決すべきものと
決定いたしました。

次、議事録146号 昭和49年度宜野湾市下水道事業会
計補正予算についてご報告申上げます。
本予算に付いては、異例の補正予算でございました
が、どうやらも日中が忙いでなかなか一般予算か
ら調整に入れられました。度を越えた予算でございま
す。且つ原因を究明いたしましたところは、優待に伴む
い引け5月15日に新しい予算が成立し、その時支出
の場合には360円で標準され、引け收入の場合に
305円で見積られて、これが非常に緊縮予算でござ
りました。これと同時に下水道工事の施工に伴い、漏
水が激しくて、そこで有収率が例年より当初の見積
りが75.6パーセントからどうやら70パーセントに下
げられてしまったのが、下水道工事がつまずいて、水道管の
破裂などトラブルもあって有収率が70パーセント
から72パーセント程度に下がった。特に収入の甚
う辺が生じて二つの補正予算の措置に
移行するござります。委員会といひました。それ

今報に於て、本訴正手宣明原審通判可決有べしも
かと深見をしておりまし。
次、報文第8号、宜野湾市八郷道認定についてで
あります。この報文は、伊佐山からと着天間一山からの
申請でござります。当該道路に付する幅員等、
シガードモ保護計画をなしておらず、当然、本道路は
認定すべきものとして我々、建設委員会として認
定すべきものと決定しております。
次、陣情第8号、公有水面使用並びに埋立許可
願いについてでござります。
二つ問題は、案件普通の手続きであるだけ一
方で埋立許可申請の場合は政府に許可権限は
ございません。市には何も権限ないし、一方は審査
政府の方に許可願いをして、そして政府の方から認め
ゆる市に対する諮詢で來るが、常例かと思
ます。しかし山からとれ陣情第8号では、一方市が竟
何も聞いておかないという意味から陣情は認め
されてござります。さて、その現場を見た場合に、
伊佐山の地元でござります。下北瀬公民社が埋め立て
でありますのでござります。筆の浚渫船でござった。そ
こを二点打消しを用意しておられたが、わらいのようで
ござります。これは我々、建設委員会としても二点を使
用するに於て、やくて宜野湾市が埋め立てた
うち護岸をつくつたのも防波堤に付けていいんじやな
いかといつめて、一方は認めた方がハートじやない
かといふようにしてあります。しかし山からとれ地盤は
化粧材の漁業権が設定されて、復帰以前は海
が場合に境界がなくて、いわゆる境界を越して漁
業権が設定されておるでござります。しかし山から

本土復帰のたまに、本土流にかかづきまと領界
がうやく決められてハドウでござります。そこで、代々
直行城やといふも、もしも著者ケンカウは年をいか
ても将来直行城やこれを使用しつゝに場所、この
おじ宿林の進業指シテカタ大さな問題にて発生
してこらと思ひます。されば當局に行なわれても十分
法的根柢を確調せられまつて何が間違つて31=19
年も、設立され134年以内は裏議申し立て期間が
何ううに開き放してあります。どういふ面も當局は十
分調査されまつてその期限が法的にあらはばこれ
を早目に裏議申し立てをしてもらひたいと、こういふ
セイナラにシラーグ進業指の問題、シラーグたも先
解決すべしやがるが、こういふ意見も委員会
の中で出ております。以上、この陳情につきましては
採択すべきであると建設委員会としては決定して
おります。以上7件に付して一報を申し上げ
皆様方の御質疑によつてお答えいたしました。
以上、報答を終ります。

議 看

以上7件について委員長より看も先送並
ぬ化に結果の報告が致りました。

本報告に付し、質疑を許します。

19 看

二、三月で不開示したので差立てあります。
今月最初に新規第146号の水道事業の補正でござ
います。今後、委員会の報告に付します。950万の一般

会計からの繰り入れ、これま支出では360円、収入では
305円という数字でござるが、東に有坂亭
の問題でありますと、漏水の問題もござつて
うづき川でござるが、このほかには東因木グダ本
セにてござる。例えはござる。今、問題にござつた
リ十九年の漏水の關係であるが、それはござつた
せんでした。

建設費化費負担

どうぞ西面であると言ひます。併しと言ひます
と東の事だ。このことは当初予算を計上する場合の
算に入れるとどうぞ見積つてて方や、計上されてね
やつた線で、レガレカドア職員といつて復帰後
は仕事に入らんじやむかうかといふ3種類予想せ
しておつたんだが、もし、それが入つておればシラハニ
とは仕合つたし、しかし当初の予算を計上する場合、
別の市町村補助金なりでは当初から入るもんとして
予算は計上しておつたのでござりますが、実際
違う場合は、これは予算上には組まれておがつた
ようござつた。

19 節

どうぞと、一応はこれは池布町村のほうに組み
ばくの4つもの今度の補正は、内々3950万の
繰り入れの要因に付つてと解される側面もあつた
ことですね。

建設費化費負担

・したがて、当初で組み入れておられた方の収入